

広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム 募集要項

(2024年4月・2024年10月支援開始分)

広島大学では、科学技術振興機構「次世代研究者挑戦的研究プログラム」の実施機関に採択されたことに伴い、博士課程後期学生が安心して研究に集中できる環境を整え、我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界の未来を担う人材となる博士課程後期学生を支援・育成し、羽ばたかせることを目的として、「広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラム」を創設し、支援対象となる学生(以下、「次世代フェロー」という)を募集します。

本プログラムでは、広い視野と知識をもち、優れた判断力と行動力を有する総合的な力で、我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界をより良くする取り組みを推進できる人材を求めます。

採択した次世代フェローには、研究専念支援金(生活費相当額)および研究費を支給するとともに、海外の研究機関への研究留学の機会の提供や、トランスファラブルスキルの習得、キャリア開発・育成に係る様々な取組を実施する予定です。

また、次世代フェローが自らの専門領域を超えて交流・連携し合う創発の場として「HU SPRING」を設置し、社会課題の解決や、世界平和実現にどのようにアプローチしていけばよいかをディスカッションする場を提供します。

今回は、2024年4月支援開始分と2024年10月支援開始分の次世代フェローの募集を行います。

1. 募集人数

研究科	課程	専攻	プログラム	人数
全ての研究科	博士課程後期又は4年制の博士課程	全ての専攻	全てのプログラム	2024年4月支援開始分 D1 100名程度 (2023年10月入(進)学者を含む) D2 10名程度 D3 10名程度 2024年10月支援開始分 2024年10月入(進)学予定者 30名程度

*スマートソサイエティ実践科学研究院在学者、入(進)学(予定)者も、応募可能。

2. 応募資格

次の(1)~(5)をいずれも満たす者

- (1) 広島大学で博士号を取得した後も我が国の科学技術・イノベーション創造に直接携わる意思を有する者。
- (2) 広島大学の大学院博士課程後期又は4年制の博士課程に在学している者、2024年4月に入(進)学した者、および2024年10月入(進)学を予定している者(博士課程前期早期修了予定者を含む。)
- (3) 2024年1月~12月の収入が240万円以上となることが見込まれない者(給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、インターンシップの給与・報酬、RA・TA、アルバイト等による収入は含まない。)
- (4) 支援開始時に、日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生ではないこと。
- (5) 支援開始時に、他の奨学金等との併給が不可とされる地方公共団体・民間団体等の奨学金を受けている者または申請中の者でないこと。

※別途募集している「広島大学創発的次世代 AI 人材育成・支援プロジェクト」への併願は可とします。両制度に採用となった場合は「広島大学創発的次世代 AI 人材育成・支援プロジェクト」へ優先的に採択します。両制

度に重複して採択されることはありません。

3. 応募方法

下記オンライン申請フォーム(Google Form)に接続し、各項目を入力して送信してください。なお、接続時にはGoogle アカウントとパスワードの認証が必要です。

<オンライン申請フォーム(Google Form)> (4月18日(木)頃、HPに説明動画を公開後、フォームによる受付を開始します)

https://docs.google.com/forms/d/e/1FAIpQLSewslhbHY5QYnOSyCdbgT8ODCGI6Gz_KJ4UwTt5LGOVxt5YJQ/viewform

- * 必ず PDF 形式で保存した応募書類をアップロードしてください。
- * 応募書類は、カラー・モノクロいずれでも可
- * 応募書類は、必ず本プログラムの指定様式を変更せずに用いること(各項目の指定ページ数も厳守すること)。指定様式以外で応募した場合、ならびに指定ページ数を超過している場合は、審査に付されないことがあります。
- * オンライン申請フォームからの応募が難しい場合、下記書類①および②(ファイル名にご自身の氏名を付記)を、「7. 問い合わせ先」のアドレス宛に e-mail で提出してください。その際、メールの件名は、「次世代フェロースhip申請」としてください。

提出書類

- ① 申請フォーム(指定様式、Excel)
- ② 応募書類(指定様式(Word)を PDF に変換して添付)

4. 応募締切

2024年5月8日(水) 正午(日本時間)

5. 選考方法および選考結果

第1次審査(書面審査)と第2次審査により選考します。第1次審査は、原則、専門分野の近い審査員1名、他分野の審査員2名で審査を行います。第2次審査は、学外有識者を加えた総合審査委員会により、審査を行います。第1次審査の結果によっては、第2次審査を行わずに、第1次審査の結果をもって採択者を決定する場合があります。第2次審査の形式については、対象者に別途通知します。

選考結果については、2024年6月中に、応募者全員に e-mail にて通知する予定です。(定員の充足状況により、後日、追加採択の可能性があります。その場合は、別途、e-mail にて連絡します。)

なお、選考においては、本フェロースhip事業の目的である「我が国の将来の科学技術・イノベーションに貢献し、世界の未来を担う人材となること」を特に重視しますので、ご注意ください。

また、海外の研究機関に所属する研究者を、博士課程後期における副指導教員の1人として研究科に届け出ている(または届け出る予定の)場合、ならびに中長期(少なくとも一か月以上)海外留学を計画している場合は選考において加点対象になります。

なお、採否理由などの問い合わせには一切回答できませんので、予めご了承ください。

6. 採択後の支援内容

別紙<広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムによる支援の概要>をご覧ください。

また、本学では次世代フェロースhipに応募する学生には日本学術振興会特別研究員にも応募することを強く推奨しており、次世代フェロースhipに採択となった場合でも原則次年度以降も継続して日本学術振興会特別研究員に応募してください。

7. 問い合わせ先

広島大学大学院次世代フェロースhip申請窓口(グローバルキャリアデザインセンター)

e-mail: fellowship@office.hiroshima-u.ac.jp

＜広島大学創発的次世代研究者育成・支援プログラムによる支援の概要＞

1. 次世代フェローへの支援

次世代フェローには、以下の(1)～(4)の内容で支援が行われます。

- (1) 生活費相当の研究専念支援金として、入学から最大3年間(4年制課程の場合は4年間)(※)、月額19万円を原則として5月・7月・9月・11月・1月・3月に2か月分を支給します。なお、採択結果の通知時期にかかわらず、2024年4月支援開始分採択者あつては4月分から(2024年10月支援開始分採択者あつては10月分から)遡及して支給されます。支給日の詳細は採択決定後にお知らせします。
なお、「HU SPRING」が実施する取組において、優秀な成果・成績を挙げた場合は、HU-SPRING Awardとして、12万円を3月に追加支給します。
※標準修業年限を超えて在籍する場合は、支援が打ち切られます。なお、出産・育児・傷病等によって休学した場合等で支援の中断・延長が必要となった場合は、事情を確認して個別に判断します。
- (2) 研究専念支援金は、雑所得として課税対象となり、次世代フェロー自らが所得税に関する確定申告を行うことが必要です。
また、現在、扶養義務者(親等)の被扶養者となっている場合、研究専念支援金の受給によって扶養対象から外れる可能性があります。研究専念支援金が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者(親等)に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。
- (3) 研究費として、次世代フェローの決定年度以降、入学から3年(4年制課程の場合は4年)を上限として、年額40万円以内を配分します。なお、支援期間が6か月以下である年度の研究費の額は、20万円を上限とします。
- (4) 留学生等の場合、原則、日本に入国し、本学のキャンパスに通学できるようになった月から研究専念支援金ならびに研究費の支給を開始します。

2. 次世代フェローの義務

次世代フェローは、支援を受けるにあたって、以下の(1)～(7)の義務を履行するものとします。

- (1) 毎年度1年間の研究計画を策定し、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- (2) 大学が実施する研究力向上等に関するプログラムに参加すること。
- (3) 研究活動の状況を定期的に大学に報告すること。
- (4) 各種調査に協力すること。特に本学修了後10年間のキャリアに関する追跡調査に必ず協力すること。
- (5) 「広島大学における研究活動に係る研究倫理教育に関する細則」に基づき、必要な研究倫理教育を確実に受講すること。
- (6) 次世代フェローのキャリア開発等のために「HU SPRING」が実施する取組やHIRAKU-PFで案内する活動等に参画すること。特に「HU SPRING 100人論文」は必ず参画し、「未来博士3分間コンペティション」は積極的に参画すること。
- (7) ジョブ型研究インターンシップのアカウント登録を必ず行うこと。

3. 次世代フェローの取消

次世代フェローが以下の(1)～(8)のいずれかに該当した場合は、次世代フェローの採択を取り消し、研究専念支援金の支給および研究費の配分を中止します。

- (1) その年の1月から12月までの間に一定の収入(年240万円以上)がある場合。その収入は、給与・役員報酬等の安定的な収入を指し、有給のインターンシップ、RA・TA、アルバイト等による収入は含みません。
- (2) 日本学術振興会の特別研究員、国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、母国からの奨学金等の支援を受ける留学生となった場合。

- (3) 研究計画の遂行状況または次世代フェローとしての義務の履行状況が不十分と認められる場合。
- (4) 本人から辞退の申し出があった場合。
- (5) 休学した場合。ただし、出産・育児・疾病等の場合は、支給を一時中断して復帰後に再開するなど、状況に応じ個別に判断します。
- (6) 退学した又は除籍となった場合。
- (7) 応募書類で重大な虚偽記載があった場合や、応募資格を満たしていないことが判明した場合。(この場合は、支給した研究専念支援金および研究費の全額返還を求めます)
- (8) その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

4. 研究専念支援金・研究費の返還

早期修了や支援の取消等により支援期間が短縮される場合、支援終了時点で研究専念支援金の支給を停止し、超過して支給している場合には、超過額を返還していただきます。また、原則、研究費についても、支援期間を短縮した月数に応じて按分した金額を返還していただきます。

5. その他

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA 等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。
- (2) 次世代フェローに採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 応募書類に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考および受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。